

石川県家畜凍結精液及び受精卵供給事業実施要領

第1条 事業の目的

本県の乳用牛・肉用牛生産基盤の強化と畜産経営の安定的発展を図るため、家畜凍結精液及び受精卵の配布を実施し、優良な乳用牛並びに肉用牛の効率的な生産を図る。

第2条 事業の内容

公益社団法人石川県畜産協会（以下、協会という。）は公益目的事業として家畜凍結精液及び受精卵を代行仕入し、畜産農家等へ販売する。

なお、和牛精液及び和牛受精卵については、別に定めた「和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款」（以下、約款という。）に基づいて、畜産農家等へ販売する。

第3条 取扱い家畜凍結精液及び受精卵

協会が取り扱う家畜凍結精液及び受精卵は、協会が別に定めた「協会が取扱う家畜凍結精液及び受精卵の代行仕入先団体」（以下、代行仕入先団体という。）から仕入又は譲渡されたものとする。

第4条 販売する対象者

協会が代行仕入により販売する対象者（以下、販売対象者）は、石川県家畜人工授精師会に所属している会員（又は協会が認めた石川県内に飼養地を有している畜産農家）、又は会員が所属する組織、団体等とする。

第5条 販売の仕組み

- (1) 協会は、販売対象者から家畜凍結精液及び受精卵の希望本数を取りまとめ、代行仕入先団体へ発注し、代行仕入先団体から協会へ納品された家畜凍結精液及び受精卵を協会で定めた配送日において、販売対象者へ配布する。
- (2) (1) に該当せず、代行仕入先団体から直接販売対象者へ供給があった場合、協会が適正と判断したものは対象とする。

第6条 販売価格

協会が販売対象者に販売する家畜凍結精液及び受精卵の価格は、代行仕入先団体が協会へ販売した価格と同額とする。

第7条 賦課金の徴収

協会が取扱いする家畜凍結精液及び受精卵販売に対し、賦課金を販売対象者から徴収する。

なお、賦課金の額については、協会理事会で承認された額のとおりとする。

第8条 配送手数料の徴収

協会が取り扱う家畜凍結精液及び受精卵について、協会が別途配送手数料の徴収が必要と判断した場合は、販売対象者へ事前に通知し徴収する。

第9条 代金の支払い等

販売対象者は協会から家畜凍結精液及び受精卵を納品され、後日発行された請求書を受領後、請求書内に記載された期日までに支払いすること。

なお、やむを得ない事情により支払い期日を過ぎる場合は、協会へ事前に連絡し、了承を得ること。

第10条 禁止事項

和牛凍結精液及び和牛凍結受精卵については、約款第2条を遵守し、販売対象者に違反が認められた場合は、該当者へ予め通知し供給を停止する。

第11条 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については協会が別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和6年能登半島地震発生に伴い、家畜凍結精液及び受精卵配布を円滑に実施するため、別に定めた代行仕入先団体に家畜人工授精所を追加し、仕入対応できるものとする。

なお、この対応は令和6年9月末までとする。

附 則

この要領の改正は令和6年3月27日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

協会が取扱う家畜凍結精液及び受精卵の代行仕入先団体

石川県農林総合研究センター 畜産試験場 能登畜産センター

一般社団法人家畜改良事業団

一般社団法人ジェネティクス北海道

株式会社十勝家畜人工授精所

アニマルジェネティクスジャパン株式会社 鈴鹿ファーム人工授精所

オールジャパンブリーダーズサービス株式会社

鳥取県家畜改良協会

その他家畜人工授精所等